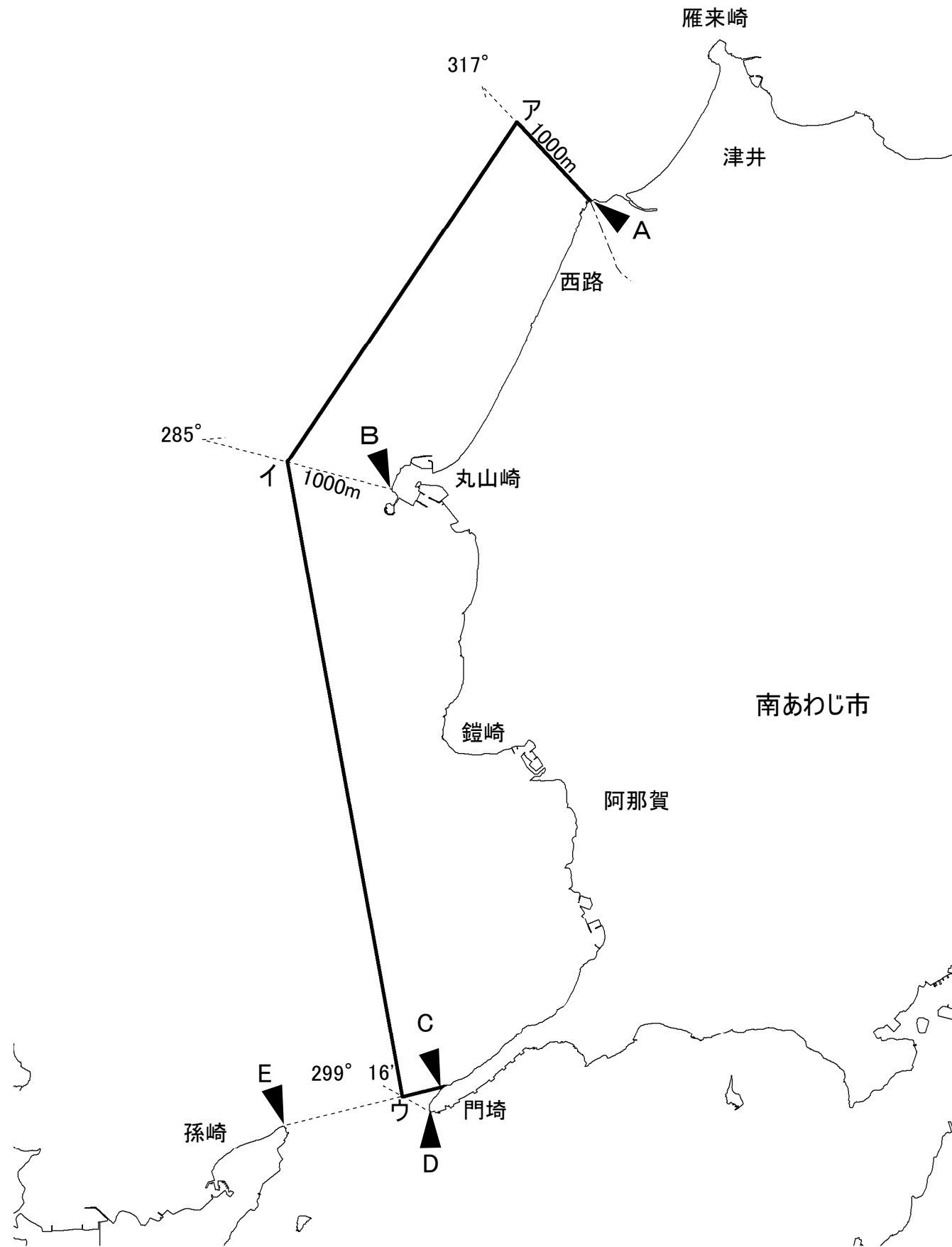


免許 番号	免許の内容となるべき事項					漁業権者	
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件		
共 第 134 号	第1種共同漁業	もずく漁業	1月1日から7月31日まで	南あわじ市阿那賀地先		南あわじ漁協	
	"	わかめ漁業	2月1日から7月31日まで	漁場の区域			
	"	ひじき漁業	11月1日から6月30日まで	次の点のうちA、ア、イ、ウ及びCを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域			
	"	いぎす漁業	5月1日から9月30日まで	点の位置			
	"	ふのり漁業	1月1日から6月30日まで	A 最大高潮時海岸線における南あわじ市津井・阿那賀西路界			
	"	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで	B 南あわじ市丸山崎西端			
	"	いがい漁業	1月1日から12月31日まで	C 南あわじ市門崎北横瀬			
	"	かき漁業	1月1日から12月31日まで	D 南あわじ市門崎西端			
	"	あさり漁業	1月1日から12月31日まで	E 徳島県鳴門市孫崎北端			
	"	あわび漁業	1月1日から12月31日まで	ア Aから317度1,000メートルの点			
	"	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで	イ Bから285度1,000メートルの点			
	"	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで	ウ CとEを結んだ線とDから299度16分の線との交点			
	"	いせえび漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	うに漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	たこ漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	えむし漁業	1月1日から12月31日まで				
	第2種共同漁業	いそ刺網漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	ます網漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	雑魚かご網漁業	1月1日から12月31日まで				
第3種共同漁業	地びき網漁業	1月1日から12月31日まで					

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで
 付 記
 制限又は条件
 潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。

免許番号 共第134号
 漁場の位置 南あわじ市阿那賀地先
 漁場の区域 次の点のうちA、ア、イ、ウ及びCを結んだ線と最大高潮時
 海岸線によって囲まれた区域

- 点の位置
 A 最大高潮時海岸線における南あわじ市津井・阿那賀西路界
 B 南あわじ市丸山崎西端
 C 南あわじ市門崎北横瀬
 D 南あわじ市門崎西端
 E 徳島県鳴門市孫崎北端
 ア Aから317度1,000メートルの点
 イ Bから285度1,000メートルの点
 ウ CとEを結んだ線とDから299度16分の線との交点



平成25年9月1日 免許
共第134号漁場

